

平成26年度 久留米市財政健全化判断比率審査意見書

1 審査の概要

この財政健全化判断比率審査は、地方公共団体の財政の健全化に関する法律（平成19年法律第94号）第3条の規定に基づき、市長から提出された財政健全化判断比率及びその算定の基礎となる事項を記載した書類が適正に作成されているかどうかを主眼として実施した。

2 審査の期間

平成27年8月6日から平成27年9月3日まで

3 審査の結果

(1) 総合意見

財政健全化判断比率及びその算定の基礎となる事項を記載した書類につき、その内容等を審査した結果、次の表のとおりとなり、いずれも適正に作成されているものと認められる。

実質赤字比率、連結実質赤字比率は、赤字が生じていないため該当数値がなく、実質公債費比率は、前年度に比べやや改善しているが、将来負担比率は、前年度より2.2ポイント増加している。しかし、法令に定める早期健全化基準を大幅に下回っており、今回の指標から見た久留米市の財政はいずれも「健全段階」の範囲にあるものと認められる。

財政健全化判断比率	平成26年度	平成25年度	対前年度差 (ポイント)	早期健全化 基準	備 考
① 実質赤字比率	—	—	—	11.25%	「基準」は財政規模に応じて定まる。
② 連結実質赤字比率	—	—	—	16.25%	「基準」は財政規模に応じて定まる。
③ 実質公債費比率	3.5%	3.7%	△0.2	25 %	
④ 将来負担比率	6.7%	4.5%	2.2	350 %	

(注：①実質赤字比率 及び ②連結実質赤字比率は、その算定結果が「赤字」の場合のみ数値が表示され、「黒字」の状態である場合には、これらの比率については「—」と表示される。)

(2) 個別意見

① 実質赤字比率について

平成26年度の実質収支は黒字となっているため、実質赤字比率はない。
本市においてこの比率の算定対象となる会計とその状況は、次表のとおりである。

【参考1：実質赤字比率前年度対照表】

(単位：千円、%、ポイント)

項 目	平成26年度	平成25年度	対前年度差
一般会計 実質収支額	901,654	1,233,116	△331,462
住宅新築資金等貸付事業特別会計 実質収支額	77,071	54,239	22,832
母子父子寡婦福祉資金貸付事業特別会計 実質収支額	103,510	91,097	12,413
① 分子（一般会計等実質収支額合計）	1,082,235	1,378,452	△296,217
② 分母（標準財政規模）	68,808,951	68,413,439	395,512
実質赤字比率（①/②）	▲157%	▲201%	<黒字減少 0.44ポイント>

(注：会計の名称は、平成26年度のものを表記している。 (「▲」は、黒字の状態を意味する。))

② 連結実質赤字比率について

平成26年度の連結実質収支は黒字となっているため、連結実質赤字比率はない。

この比率は、企業会計を含む全会計が対象であり、各会計の実質収支額又は資金不足額若しくは剰余額は次表のとおりである。

【参考2：連結実質赤字比率前年度対照表】

(単位：千円、%、ポイント)

項 目	平成26年度	平成25年度	対前年度差
一般会計 実質収支額	901,654	1,233,116	△331,462
住宅新築資金等貸付事業特別会計 実質収支額	77,071	54,239	22,832
母子父子寡婦福祉資金貸付事業特別会計 実質収支額	103,510	91,097	12,413
国民健康保険事業特別会計 実質収支額	28,515	17,233	11,282
競輪事業特別会計 実質収支額	528,118	538,927	△10,809
市営駐車場事業特別会計 実質収支額	8,305	3,147	5,158
介護保険事業特別会計 実質収支額	406,631	321,691	84,940
後期高齢者医療事業特別会計 実質収支額	98,360	79,175	19,185
水道事業会計 資金不足・剰余額	3,837,979	3,212,420	625,559
下水道事業会計 資金不足・剰余額	1,186,423	310,257	876,166
中央卸売市場事業特別会計 資金不足・剰余額	11,639	11,207	432
簡易水道事業特別会計 資金不足・剰余額	222	327	△105
地方卸売市場事業特別会計 資金不足・剰余額	11,202	12,477	△1,275
農業集落排水事業特別会計 資金不足・剰余額	22,960	22,590	370
特定地域生活排水処理事業特別会計 資金不足・剰余額	12,846	12,617	229
① 分子（各会計実質収支額/資金不足・剰余額合計）	7,235,435	5,920,520	1,314,915
② 分母（標準財政規模）	68,808,951	68,413,439	395,512
連結実質赤字比率（①/②）	▲10.51%	▲8.65%	<黒字増加 1.86ポイント>

(注：会計の名称は、平成26年度のものを表記している。 (「▲」は、黒字の状態を意味する。))

③ 実質公債費比率について

平成26年度の実質公債費比率の算定結果は3.5%となり、早期健全化基準の25%と比較すると低い数値である。前年度の3.7%と比べると0.2ポイント低下(向上)し、「良好」な方向への動きとなった。当比率は、実質公債費比率(単年度)の過去3か年の平均であり、数値の高い23年度が算定対象から外れ、本年度の数値と入れ替わったことの効果でもある。

過年度との対照については次表のとおりで、実質公債費比率(単年度)は過去5か年では、最も低い数値となっている。これは、交付税措置のより多い起債を財源として極力確保していることなどが主な要因と考えられる。

今後、平成27年度に整備事業が本格化する宮ノ陣クリーンセンターや久留米シティプラザに係る建設地方債の借入れによる元利償還金の増加が見込まれ、大きな幅で比率が動くことも想定されるので、注意が必要である。

【参考3：実質公債費比率過年度対照表】

(単位：千円、%、ポイント)

項目	平成22年度	平成23年度	平成24年度	平成25年度	平成26年度	対前年度差
① 元利償還金等*	11,163,875	11,431,480	11,382,104	12,002,744	12,163,367	160,623
② 標準財政規模	65,790,799	66,916,553	67,158,353	68,413,439	68,808,951	395,512
③ 基準財政需要額算入額**	8,669,077	9,035,746	9,394,652	9,811,467	10,170,049	358,582
④ 実質公債費比率(単年度)	4.36	4.13	3.44	3.73	3.39	△0.34
⑤ 実質公債費比率(3か年平均)	4.6%	4.3%	3.9%	3.7%	3.5%	< 比率向上 0.2ポイント >

(注：④実質公債費比率(単年度)は、「①元利償還金等*(表中では特定財源等の額を控除して表示)－③基準財政需要額算入額** (元利償還金等に係る額。以下、④将来負担比率においても同じ。)」の値を「②標準財政規模－③基準財政需要額算入額」の値で除して求める。(小数点以下2桁まで表記) また、⑤実質公債費比率(3か年平均)は、過去3年分の「④実質公債費比率(単年度)」の値の平均を求める。)

④ 将来負担比率について

平成26年度の将来負担比率の算定結果は6.7%で、前年度の4.5%から増加してはいるが、早期健全化基準の350%を下回り、「良好」な数値といえる。

前年度との比較は、次表に示すとおりである。本年度の数値が、前年度に比べてやや後退している主な要因としては、退職手当負担見込額は減少したものの、臨時財政対策債や合併特例債などの地方債の現在高や公営企業債等繰入見込額の増加により①将来負担額がかなり増加して、②充当可能財源等をそこから差し引いても、なお当比率を算定する「分子」の額が増加したことによって、③標準財政規模と、そこから控除する④基準財政需要額算入額の増加が拮抗し、「分母」の額が若干の増加にとどまったことによる。

【参考4：将来負担比率前年度対照表】

(単位：千円、%、ポイント)

項目	平成26年度	平成25年度	対前年度差
① 将来負担額	171,737,892	165,272,210	6,465,682
② 充当可能財源等	167,766,051	162,593,430	5,172,621
③ 標準財政規模	68,808,951	68,413,439	395,512
④ 基準財政需要額算入額	10,170,049	9,811,467	358,582
⑤ 将来負担比率	6.7%	4.5%	< 比率低下 2.2ポイント >

(注：⑤将来負担比率は、「①将来負担額－②充当可能財源等」の値(分子)を「③標準財政規模－④基準財政需要額算入額」の値(分母)で除して求める。)

平成26年度久留米市資金不足比率審査意見書

1 審査の概要

この経営健全化に関する審査は、地方公共団体の財政の健全化に関する法律(平成19年法律第94号)第22条の規定に基づき、市長から提出された本市の公営企業会計に係る資金不足比率及びその算定の基礎となる事項を記載した書類が適正に作成されているかどうかを主眼として実施した。

2 審査の期間

平成27年8月6日から平成27年9月3日まで

3 審査の結果

(1) 総合意見

資金不足比率及びその算定の基礎となる事項を記載した書類につき、その内容等を審査した結果、次の表のとおりとなり、いずれも適正に作成されているものと認められる。

特別会計の名称	平成26年度 資金不足比率	平成25年度 資金不足比率	経営健全化 基準	備考
水道事業会計	—	—	20%	地方公営企業法 適用企業 (宅地造成事業以外)
下水道事業会計	—	—		
中央卸売市場事業特別会計	—	—		地方公営企業法 非適用企業 (宅地造成事業以外)
簡易水道事業特別会計	—	—		
地方卸売市場事業特別会計	—	—		
農業集落排水事業特別会計	—	—		
特定地域生活排水処理事業特別会計	—	—		

(注1)： 資金不足比率は、資金不足額(剰余額)又は実質収支の算定結果が「赤字」の場合のみ数値が表示され、「黒字」の状態である場合には、この比率については「—」と表示される。

(注2)： 下水道事業特別会計(法非適用)は平成25年度末で打ち切れ、26年度からは下水道事業会計(法適用)へと移行している。

(2) 個別意見

「資金不足比率」について

法適用企業である水道事業については、決算書に基づく流動比率(財務の短期流動性を示す。)は、336.5%となり、前年度(270.8%)よりも、増加(向上)している。これは、企業債の借入れその他の理由で現金・預金などの流動資産が増加したことと、前年度の起債前借が企業債として処理されて流動負債が減少したことなどが要因であると見られる。また、資金不足比率の算定における資金不足額は生じていない。

下水道事業については、下水道事業特別会計(法非適用)による運営が平成25年度末までで終了し、本年度からは地方公営企業法の適用事業となっている。当事業においては、決算書に基づく流動比率は45.1%となっている。下水道事業そのものが、性質上、建設投資の財源の多くを企業債により調達し、その償還金が多いことから、流動比率としては低い数字となる。ただし、資金不足比率の算定においては、こちらも資金不足額は生じていない。

したがって、両事業とも経営健全化基準には該当していない。

なお、地方公営企業に関しては、会計基準が大きく改められ、本市では、平成26年度から新基準が適用されている。従来「借入資本金」とされていた企業債は、負債として計上され、そのうち1年以内に償還することとなる分は、流動負債に区分して計上されている。上記の流動比率は、その新基準に基づく決算の額によって算定されたものである。

しかしながら、資金不足比率の算定に関しては、国は、地方公営企業会計基準の改正に伴う資金不足比率の算定における数値変動の影響を勘案し、新会計基準の円滑な定着を図るためとして、流動負債から建設改良等の財源に充てるための企業債の額の算入を除外し、あるいは一定の引当金については経過措置として3年間算入を猶予するといった措置を採ることとしている。資金不足比率を見る場合には、このことについて留意が必要であると思われる。

また、この資金不足比率が適用される法非適用企業である5特別会計については、いずれの実質収支においても資金不足額等はないので、資金不足比率は計上されず、算定上は良好な状態にあると認められる。

(各特別会計の資金不足額(剰余額)又は実質収支額については、「財政健全化判断比率審査意見書」を参照のこと。)